

# 財団法人 国際茶道文化協会寄附行為

## 第1章 総 則

第 1 条 この法人は財団法人国際茶道文化協会と称する。

第 2 条 この法人の事務所は、京都市上京区寺之内通堀川東入百々町557番地に置き、理事会の議決を経て必要に応じて各地に支部を置く。

## 第2章 目的及び事業

第 3 条 この法人は茶道を以って世界平和のために貢献し、国際親善に寄与するを目的とする。

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 世界各国に対する茶道の普及および紹介
- (2) パンフレット・茶道映画の作成・講演会・展覧会・見学・名器の鑑賞会・国際的茶道用具の製作及び紹介
- (3) 茶室の建築様式及び庭園等の紹介
- (4) その他茶道の宣伝普及に関する対外事業
- (5) 国内に於ける茶道文化事業の育成及び指導
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 資産及び会計

第 5 条 この法人の資産は次の通りである。

- (1) 別紙目録に記載した財産
- (2) 寄附金品、補助金
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産とすることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することは出来ない。但し、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することが出来る。

第 8 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議を経、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

第 11 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び正味財産増減計算書として作成し、監事の監査を受け、評議員会の審議を経、理事会の議決を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

第 12 条 この法人の決算に収支差額が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越しするものとする。

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の、4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を得なければならない。

第 14 条 収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 15 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

#### 第 4 章 役員

第 16 条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名

2 理事のうち会長 1 名、理事長 1 名及び専務理事一名を置く。

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長は、理事の互選による。
- 3 専務理事は、理事会の議決を経て、会長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

第18条 会長はこの法人を代表し、業務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは理事長が、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の意を受けて、この法人の業務を掌理する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会及び評議員会の決議に基きこの法人の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第19条 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事現在数、評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、理事会の議決を経て別に定めるところにより有給とすることができる。

## 第5章 会 議

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

第24条 理事会は会長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決する。

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

第30条 この法人に、15名以上20名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。  
この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、評議員と読み替えるものとする。

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言し、又は意見を具申する。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第32条 第29条第1項、第2項の規定は、評議員会においてこれを準用する。  
この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 顧問及び参与

第33条 この法人に、必要に応じ、顧問及び参与を置くことが出来る。

- 2 顧問及び参与は理事会の議決を経て会長が委嘱をする。
- 3 顧問は重要な事項について、参与は会長の必要と認める事項について会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、顧問及び参与について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 事務局

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び理事は、会長が任免する。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 寄附行為の変更並びに解散

第35条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決

を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することが出来ない。

第36条 この法人は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可があったときに解散する。

第37条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第10章 補 則

第38条 この法人の事務所に、次の書類を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類、及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、及び第3号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。